一般財団法人松本市勤労者共済会 給付事業規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市勤労者共済 会(以下「共済会」という。)の給付事業について、 必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、共済会の会員又は給付金等の受取人(以下「会員等」という。) に適用する。

(給付事業の範囲と実施方法)

- 第3条 給付事業の範囲は別表1及び別表2のとおり とし、会員にその給付事由が発生したときは、給付 金等を給付するものとする。
- 2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17) (略称、全労済協会という。)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約(以下「保険契約」 という。)を締結して実施し、共済会又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。
- 3 別表1の給付金の給付条件等は、保険契約に付帯 する普通保険約款の規定によるものとする。
- 4 別表2の給付事業は、共済会が独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、共済会が別に定めるものとする。

(給付の請求)

- 第4条 給付を受けようとする者は、所定の用紙に給 付事由の発生を証明する書類を添付して、すみやか に理事長に請求しなければならない。
- 2 給付の請求は、給付事由の発生した日の翌日から 3年以内に行わなければならない。

(効 力)

- 第5条 第3条に規定する給付金は、次の各号により 効力を発生する。
 - (1) 保険契約による給付金及び共済会が付加する給付金は、入会した翌月の1日から。
 - (2) 共済会が独自に実施する給付金は、会費を納入した翌日から。

(支給の制限)

第6条 共済会主催事業開催中の事故により、共済会

の加入する普通傷害保険が適用になる場合は、共済 会が独自に実施する給付金については支給しない。

(給付金の返還)

第7条 理事長は、会員等が虚偽の申請による給付を 受けたことが明らかになったときは、当該給付金等 を返還させるものとする。

(異議の申立)

第8条 会員等は、給付の決定内容に不服がある場合 は、理事長に異議の申立てをすることができる。た だし申立てができる期間は決定後1ヵ月以内とす る。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項 は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年11月28日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の一般財団法人松本市勤労者共済会給付事業規程の規定は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)以後に発生した事由による請求に係るものから適用し、施行日前日から3年遡及する間に発生した事由による請求に係るものについては、平成29年3月31日まではなお従前の例による。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(一財)松本市勤労者共済会 共済給付金一覧表

別表1

給付事業 の範囲		給付金額 (円)		
死亡 保険金	会員本人	不慮の事故により死亡した場合		600,000
		疾病により死亡した場合	71歳未満	300,000
			71歳以上	150,000
重度障害・ 後遺障害 保険金	会員本人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		$600,000 \sim 24,000$
		疾病により重度障害の状態となった場合	71 歳未満	300,000
			71 歳以上	150,000

別表2

	給付事由	給付金額(円)
		15,000
会員の銀婚祝い金	≿(結婚25年)	15,000
会員の出生祝い金	à	10,000
会員の子の小学校	を入学祝い金	10,000
会員の子の中学校	10,000	
会員が満70歳に達	記念品	
休業7日以上13日	5,000	
休業14日以上29日	8,000	
休業30日以上89日	15,000	
休業90日以上	25,000	
自然災害によら	全焼・全壊	100,000
	半焼・半壊	50,000
20,20	一部焼・一部壊	30,000
	全焼・流失	70,000
自然災害による	半壊	30,000
もの もの	床上浸水	10,000
	一部壊	5,000
住宅災害による同	10,000	
配偶	50,000	
会員の	30,000	
	10,000	
	5,000	
	10,000	
在会30年	15,000	
	会員の銀婚祝い金会員の出生祝い金会員の子の小学校会員の子の中学校会員が満70歳に選休業7日以上13日休業14日以上29日休業30日以上89日休業90日以上自然災害によらないもの 自然災害による 配	自然災害によるもの 全焼・全壊 自然災害によるもの 全焼・流失 半壊 床上浸水 一部壊 一部壊 住宅災害による同居親族の死亡(1人当り) 配 配 番 会員の子供 会員の親 在会10年 在会20年

別表1の自治体提携慶弔共済保険給付金に共済会が付加して給付するもの

	7737 - A THE TOTAL TO TOTAL TO THE TOTAL TOT									
給付事業 の範囲	給 付 事 由			給付金額(円)	(参考) 自治体提携慶弔 共済保険給付金					
死亡保険金	会員本人	71歳未満	不慮の事故により死亡した場合 (交通事故を含む)	100,000	600,000					
			疾病により死亡した場合	50,000	300,000					
		71歳以上	不慮の事故により死亡した場合 (交通事故を含む)	50,000	600,000					
			疾病により死亡した場合	30,000	150,000					
重度・後遺 障害保険金	会員本人	71歳未満	不慮の事故により後遺障害の状態となっ た場合 (交通事故を含む)	100,000~4,000	600,000~4,000					
			疾病により重度障害の状態となった場合	35,000	300,000					
		71歳以上	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合 (交通事故を含む)	0	600,000~24,000					
			疾病により重度障害の状態となった場合	0	150,000					

- (注)給付の請求は、事由が発生した日の翌日から3年間有効。ただし、脱会後の請求は受付できません。 (注)重度障害保険金・死亡保険金は、全労済協会約款および特約事項に基づき給付します。